



お知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

時とき 所ところ 内内容 出出演 対対象 定定員 料料金 用用意する物 申申し込み・先 問問い合わせ先 TEL電話番号 FAXFAX HPホームページ Eメール

骨育レシピ コンテスト 市民投票を開催

みはら骨育
プロジェクト

中学生・高校生が考えた「骨の健康に良い主菜のレシピ」の市民投票を行います。皆さんの投票で最優秀賞を決定します！

【投票場所】

- 市役所本庁1階ロビー：15日(木)まで
 - 保健福祉センター(本郷・久井・大和)：30日(金)まで
 - 中央公民館(三原市民保健・福祉まつり)：31日(土)
 - 中央図書館、児童館「ラフラフ」、インターネット：31日(土)まで
- ※投票は1人1回のみ。

問 保健福祉課
(TEL 0848-67-6053)



↑市HP ↑投票

しょう 世界骨粗鬆症デーに学ぶ 「骨活で私と家族の 人生アップデート」

三原赤十字病院HP →



時 22日(木)13時30分～15時30分 所 三原赤十字病院 研修棟2階
内 三原赤十字病院「チームTOMONI」による骨粗しょう症の研修会

講演

時 13時30分から
【演題】「あなたの骨は何歳ですか？」
【講師】産婦人科主任部長 牧野 郁子さん

運動体験

時 14時30分から
内 「運動で始める骨活」
【講師】理学療法士 勝手 慎也さん

骨密度測定体験

時 15時から
内 QUS(定量的超音波測定)による測定
【講師】診療放射線技師 藤井 麻由美さん



問 三原赤十字病院
(TEL 0848-64-8111)

令和8年度三原市子育て世帯生活応援特別給付金 (市独自分)を支給します(児童1人につき5千円)



↑市HP ↑申込フォーム

	申請不要の人	申請が必要な人
支給対象者	① 令和8年7月分(7月に出生した児童は8月分)の児童手当を受給している人	② 令和8年8月1日～令和9年3月31日に出生した児童の児童手当の申請を行なった人 ③ 公務員の人 ※所属庁からの児童手当受給状況の証明が必要です。
支給予定日	10月15日(木)	原則、申請月の翌月末

申 問 申込フォームから、または子育て支援課(TEL 0848-67-6045)、各支所の地域振興課へ

子どもの発達と育ちに関する相談窓口 「子育て発達相談窓口」を開設しました

時 火・金曜日各15時～17時
所 こども発達支援センターのぞみ(西野三丁目)
内 発達に関する不安や学校生活での困りごと、療育支援利用などの相談
対 市内在住、または転入予定の18歳未満の児童
※障害者手帳の有無は問いません。
定 1人/日
申 5営業日前までに障害者福祉課(TEL 0848-67-6060 FAX 0848-64-2130)へ



↑予約
フォーム



高齢者対象／インフルエンザ・新型コロナウイルス 感染症予防の定期接種が始まります

【接種期限】令和9年1月31日(日)までに各1回

☑ 接種する意思が確認できる、次のいずれかに該当する市民

- ① 接種日に65歳以上の人
- ② 接種日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に重い障害がある人(おおむね身体障害者手帳1級相当)

甲 各予防接種実施医療機関へ

※集団接種の実施はありません。



市内実施医療機関一覧
市HP

乙 インフルエンザ 1,500円 新型コロナウイルス感染症 4,600円

※生活保護世帯または市民税非課税世帯の人は無料です。

※接種後に料金の払い戻しはできません。

※介護保険料納付通知書を紛失した人、市外の医療機関で接種する人は事前に保健福祉課(市役所本庁1階)、各保健福祉センターで手続きが必要です。

※各保健福祉センターへ来所するときは事前に電話連絡してください。

問 保健福祉課 (TEL 0848-67-6205)	久井保健福祉センター (TEL 0847-32-8551)
本郷保健福祉センター (TEL 0848-86-3609)	大和保健福祉センター (TEL 0847-34-0960)



市HP

スマートフォン
から
手続きできます



申込フォーム↑

ワクチンの詳細や
副反応、健康被害に
ついて、確認のうえ
接種を検討してく
ださい。



市HP

「高用量インフルエンザワクチン」の 定期接種見送りについて

製造販売業者による供給が困難となったため、令和8年度の定期接種で同ワクチンの使用は見送りとなりました。従って、定期接種は従来のインフルエンザワクチンのみを使用します。

小児インフルエンザ予防接種の費用を助成します

【接種期限】令和9年1月31日(日)まで

☑ 次の①②の両方に該当する6カ月児～中学3年生

- ① 市に住民登録している
- ② 生活保護世帯または市民税非課税世帯の世帯員

【接種方法】市が交付する接種券と母子健康手帳を持参し市内の対象医療機関へ

【接種券の交付申請】電子申請、またはこども安心課(市役所本庁2階)、本郷・久井・大和保健福祉センターの各窓口へ
※申請には、申請者の本人確認ができるものがが必要です。

【助成額】全額

※接種券を持参せずに接種した場合は、全額自己負担です。接種後の払い戻しはできません。

問 こども安心課
(TEL 0848-67-6061)



市HP

10月は浄化槽月間 浄化槽法定検査を必ず受けましょう

問 生活環境課
(TEL 0848-67-6168)



市HP

トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽は、正しく使用しないと悪臭の発生や環境の汚染につながります。浄化槽の機能を適正に保つため、浄化槽を管理(設置)している人は、浄化槽法により次のことが義務付けられています。

①保守点検 ②清掃 ③法定検査

保守点検、清掃、法定検査は「浄化槽法」で定められた管理者の義務で、違反した場合には罰則規定があります。

① 保守点検 良好な状態を維持するため、定期的に保守点検をする必要があります。県の登録を受けた業者に依頼しましょう。

② 清掃 浄化槽は、年1回以上(全ぱっ気型は、半年に1回以上)の清掃が必要です。管理者(設置者)は、市の許可を受けた清掃業者に依頼しましょう。

③ 法定検査 浄化槽は、年1回の受検が必要です。浄化槽が正常に機能し、汚水が十分浄化されているかを確認するものです。

※保守点検と清掃を毎年法律で定められた回数以上行い、記録を3年間保存してください。回数は、設置している浄化槽により異なります。

●浄化槽の設置・廃止などの手続き

浄化槽を設置・廃止する場合や管理者を変更するときは、生活環境課(市役所本庁3階)に届け出てください。

●小型浄化槽設置補助について

指定地域内の汲み取り便槽や単独処理浄化槽を小型合併浄化槽に転換する場合に、人槽に応じて設置費の一部を補助します。詳しくは生活環境課に問い合わせてください。

人槽	補助限度額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

大和地域には、市が浄化槽を設置する制度があります。詳しくは下水道整備課(TEL 0848-67-6049)に問い合わせてください。

道路・河川・公園の異常通報を受け付け 「みはらインフラ見守りセンター」を開設します

県内初!

県内で初めて道路・河川・公園の維持管理や補修の業務を、民間事業者にもとめて委託します。

「みはらインフラ見守りセンター」が、市民の皆さんからの通報を直接受け付けることで、迅速な対応が可能となり、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていきます。

☎ 土木管理課

(TEL) 0848-67-6092

(FAX) 0848-64-6057)

通報から対応までの流れ

これまで

これから

市民が通報

市役所や
支所で受付

民間事業者へ
対応依頼

迅速な対応につながる!

こんな時に
通報して
ください!

道路



- 道路に穴が空いている
- 動物の死骸がある

河川



- 流木やごみで流れが止まっている

公園



- 遊具が壊れて遊べない

通報先

みはらインフラ見守りセンター受付専用ダイヤル
(三原建設業協同組合・日本工営共同企業体)

☎ 0848-62-7454

☎ 月～金曜日8時30分～17時15分

※夜間(17時15分～8時30分)、土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)の通報は、三原市役所(☎ 0848-64-2111)へ。

試行導入のため令和11年3月31日まで

対象エリア:三原地域

本郷・久井・大和地域は含まれないため、引き続き各支所へ通報してください。

本郷支所(☎ 0848-86-1111) 久井支所(☎ 0847-32-7113)

大和支所(☎ 0847-33-0229)

「道路・河川の異常通報システム」は 引き続き利用できます

カーブミラーや道路標識、道路照明に貼り付けてある管理ラベルから道路や河川の異常を通報できます。市HPや市公式LINEからもアクセスできます。※ラベルは令和8年度中に順次貼り付けます。

道路・河川・公園の
異常通報システム



←操作マニュアル

管理番号: M01002M01

三原市

異常の報告はこちらから



スマートフォンで
通報

